

令和7年3月10日

保護者 各位

兵庫県立豊岡高等学校
校長 榮羽 勝

来年度以降の服装について

早春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、保護者の皆様には昨年12月に行いました来年度以降の服装に関する検討会にご出席いただきありがとうございました。貴重なご意見をいただきましたこと、深く感謝いたします。

つきましては、令和7年度より、通学する服装について以下のように定めることとなりました。来年度以降の校則の施行・運用にあたり、下記の生徒服装基準をご確認の上、ご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 令和7年度からの生徒服装基準

- (1) 豊岡高等学校定時制課程の生徒の服装は、制服または私服を生徒自らが選択する。
- (2) この基準は、通学ならびに学校行事・特別活動にともなう諸行事に適用する。ただし、学校行事等で学校が指定する場合は、それに従う。
- (3) この基準に定めない細部については、学校の指示・指導に従う。
- (4) 入学式、卒業式などの式典では、定められた制服またはフォーマルな服装を着用する。
- (5) フォーマルな服装については別紙に従う。

<制服服装基準>

従来通りの着こなしをする。変形などは認めない。

<私服服装基準>

- ・登校したら名札をつける。
- ・過度な露出をしない。
- ・太ももが隠れる長さのパンツ、スカートを着用する。
- ・太ももから上のダメージパンツは着用しない。
- ・靴下を必ず着用する。(パンスト、ストッキング、タイツ可)
- ・帽子やマフラー、ダウンやコートなどは原則校舎内では脱ぐ。
- ・フード付きの服のフードは授業中被らない。
- ・化粧をする場合は就職の面接で耐えうる範囲で行う。
- ・つけ爪はつけない。長い爪は切る。

※フォーマルな服装について

基本となる考え方：社会人として面接を受けるときに相応しい服装

(例)



- ・ 上下統一した色で、黒など制服と同系色のものを着ること。
- ・ 上着を着るときはネクタイを身に付けること。(男性)
- ・ 校章は上着の左襟に付けること。